

IV 検討委員会の取り組み

1 調査・検討の経過

(1) 会議の開催及び内容

[平成 29 年度]

第 1 回検討委員会（平成 29 年 8 月 4 日）

- 委員委嘱状交付
- 委員長の選出及び委員長職務代理者指名
- 検討委員会の基本的事項の確認・決定
- 基礎資料の説明等、意見交換

第 2 回検討委員会（平成 29 年 9 月 27 日）

- 公契約における条例制定の必要性及び実効性
- 公契約制度の検証
- アンケート調査の実施検討
- 意見交換

第 3 回検討委員会（平成 29 年 11 月 13 日）

- 公契約条例設置自治体の視察

第 4 回検討委員会（平成 30 年 1 月 25 日）

- 視察報告、アンケート結果検証
- 公契約関係者からの意見徴収（建設業協会、建設労働組合）
- 意見交換

第 5 回検討委員会（平成 30 年 2 月 9 日）

- 公契約関係者からの意見徴収（建設安全協議会、業務委託事業者、指定管理事業者）
- 意見交換

第 6 回検討委員会（平成 30 年 3 月 23 日）

- 公契約の条例及び制度に関する検討結果報告書（素案）の内容検討
- 意見交換

[平成 30 年度]

第 7 回検討委員会（平成 30 年 8 月 30 日）

- 公契約の条例及び制度に関する検討結果報告書（最終案）の確認

※ 庄原市へ検討結果報告書を提出（平成 30 年 9 月 3 日）

(2) アンケート調査の実施

「公契約条例に関するアンケート調査」

調査期間 平成29年11月29日から平成29年12月18日まで

調査対象 事業主（建設工事関係者・業務委託事業者・指定管理事業者）、
事業所従業員、一人親方、市民（プランナー・モニター）

2 意見交換の内容等

(1) 主な検討事項

- ① 公契約に係る条例制定の必要性及び実効性に関すること
- ② 公契約制度の検証に関すること

(2) 主な意見等

本検討委員会では、これまで述べた「公契約制度の現状と課題」及び、アンケート調査、公契約関係者からの意見聴取、先例地視察等、「公契約制度に関する調査」の内容を踏まえ、公契約の条例及び制度に関することについて、検証や意見交換を行ってきた。主な内容は次のとおりである。

■ 公契約条例についての意見等

[第1回検討委員会]

- 公共工事、特に建築一式工事においては3次、4次下請も一般的であるが、そこまでの状況を把握することは困難ではないか。
- 公契約に限らず、下請発注時には労災や雇用保険、社会保険等への加入の有無を元請業者において確認していると思う。また、賃金条項は入っていないものの、国交省がガイドラインを出すなど、国においても取組が進んでいる。
- 公契約条例を制定した場合、下請業者全ての労働条件を元請業者が管理することとなり、元請業者の担当者へ大きな負荷がかかるのではないか。国交省や厚労省という窓口があるので、そこを活用すれば良いのではないか。
- 「公契約条例の制定を求める決議」において、「業者間の競争が激化し、下請負労働者の賃金低下」とあるが、工事毎で下請労働者の賃金が異なることがあるのか。低価格で契約したから今月の賃金はいくら、ということはないのでは。
- 賃金は月給・日給・時給等の違いはあるにせよ、労働契約によって決められるものであるため、公共工事の受注状況に応じてその都度変わるものではない。

[第2回検討委員会]

- 条例で特定の者を対象に賃金条項を定めるのは法的には適切なことなのか。契約上必要な事項は契約約款等で定めるなど、条例制定以外の方法もあるのではないか。

[第4回検討委員会]

- 労務単価を上げたとしても、実際に利益が上がらなくては意味がない。公契約条例と利益の増は直接的には結びつきづらいのではないか。
- 法令遵守に対する監督体制について、視察先では労働者側からの申出があった場合のみ調査等を行うということであったが、実例はなかった。現実的には発注者側でチェックするのは難しいのではないか。
- 下請業者からの見積りに諸経費分が計上されていないのではないか。しかし、それは行

政側から指導する事項ではない。

- 公共工事設計労務単価が必ずしも実際に支払われる金額とは限らない。必要経費を含んだ金額を見積もった上で元請と交渉するなど、自らを守る努力も重要なのではないか。
- 適正価格で下請契約し、利益を出した上で必要な法定福利費等を賄うのが理想だが、条例による指導より、業者をまとめる各団体からの指導等によるべきではないか。
- 一人親方は労働契約ではなく請負契約の形で契約されていると思う。その場合、一般的な内容の公契約条例を制定したとしても一人親方の賃金へは反映されづらいことが危惧される。
- 安全経費や法定福利費分等を加えると受注できないということが問題なのだと思うが、それは業者間の契約上の慣例、習慣の問題であり、公契約条例の問題とは異なるのではないか。
- 一人親方へ労働者ではなく事業主であるという自覚を促すことも必要だと思う。建設労働組合でも情報提供等はされていると思うが、公契約条例ではなく、別の形で支援すべきでは。
- 公契約条例を制定して行政が民間の契約へ介入することは、法に抵触する可能性はないのか。
- 争点になりうるとは言われているので、裁判所の判断次第ではその可能性はある。

[第5回検討委員会]

- 理論的に公契約条例が必要であるということではなく、本市の現状を踏まえた上で、本市にとって必要かどうかということが重要である。
- 公契約条例の制定が必要であるとは思えない。それぞれの課題は個別制度の見直しや運用で対応すべきではないか。仮に条例で基準賃金を設定したとして、その基準を下回っていた場合の指導や、実際の支払状況を追跡確認することは不可能ではないか。
- 下限額を下回るような資料はそもそも提出されないことが想定され、あまり実効性がない。仮に偽造された資料が提出されたとしても、発注者にそこまでの調査権限はない。
- 施工のない時期や同時に複数の現場を施工する時期もあり、その工事のみに要した人件費を精算するのは難しい。年間発注件数が限られている工事に対して条例を制定して時間や労力をかけることより、個別制度においてそれぞれの課題に対応する方が望ましいのではないか。

[第6回検討委員会]

- 委員会での意見聴取結果をしっかりと反映すべきである。アンケート及び意見聴取は、庄原市の現状を踏まえた上で真に公契約条例が必要かどうかの判断材料となるものである。また、先例地視察や他自治体の調査は条例の実効性を検証するためのものであった。
- 特に、アンケート結果によれば公契約条例に対する認知度は非常に低く、「知っている」という回答の中でも「必要ない」という意見が多かった。それらの結果をしっかりと

りと反映し、その上で更に法的な課題にも触れた上で、「庄原市において条例制定は喫緊の課題ではなく、必要性は認められない」とする結論に至るべきであると思う。

○第1回会議でも述べたが、重要なのは庄原市にとって、条例が本当に必要なのかわかということである。

■公契約制度についての意見等

[第4回検討委員会]

- 発注の平準化はこれまでも課題であった。発注時期をずらし、年度を繰り越して施工できれば良いのだが。
- 分離発注についての要望があったが、対象工事の認識が異なるのだと思う。一般の木造住宅等は特殊な工種が少なく、市内業者でも対応可能であるが、公共工事で大規模な建築工事の場合は特殊工事が多く、市外・県外業者でなければ対応できない事例が多い。
- 建設工事施工時の提出書類が膨大であるという意見があったが、以前と比較して提出書類は増えているように思う。特に土木工事においては施工中に現場状況が変わることが多く、トラブルを避けるため口頭ではなく常に書面を交わすこととされている。警察署や労働基準監督署など発注者以外への提出物もあり、提出書類は非常に多い状況である。

[第5回検討委員会]

- 適正な価格での発注と発注量の確保が最重要なのではないか。発注量が少ないことが低価格での受注に繋がっているのではないか。現状の中で公契約条例を制定すると、経営が成り立たない会社も出てきてしまう。